

平成21年5月18日

於 本庁舎5階委員会室

平成21年5月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成21年5月大和市教育委員会定例会

平成21年5月18日(月曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	長谷川	愛子
2番	委員	青蔭	文雄
3番	教育長	山根	英昭
4番	委員	山田	己智恵
5番	委員	田村	繁

事務局出席者

教育部長	井上純一	教育総務課長	堀内一雄
こども部長	吉間一治	学校教育課長	大澤一郎
保健給食課長	浜田和博	指導室長	西山誠一郎
教育研究所長	篠原正敏	青少年相談室長	松岡路秀
こども・青少年課長	阿部通雄	文化振興課長	北島滋穂
生涯学習センター館長	石田咲江	スポーツ課長	林武人
図書館長	伊東美紀子		

書記

教育総務課  
政策調整担当係長  
大下享子

日程

- 1 開 会
- 2 会議時間の決定
- 3 前会会議録の承認
- 4 会議録署名委員の決定
- 5 教育長の報告
- 6 議 事
  - 日程第 1 (議案第45号) 平成21年度大和市教育費補正予算案について
  - 日程第 2 (議案第46号) 物品供給契約の締結について
  - 日程第 3 (議案第47号) 大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について
  - 日程第 4 (議案第48号) 大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について
  - 日程第 5 (議案第49号) 大和市社会教育委員の委嘱について
  - 日程第 6 (議案第50号) 大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について

- 日程第 7 (議案第 5 1 号) 大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について  
日程第 8 (議案第 5 2 号) 大和市教科用図書採択検討委員会採択方針について  
日程第 9 (議案第 5 3 号) 教科書採択についての請願  
7 その他  
8 閉 会

開会 午前10時00分

田村委員長 それでは、会に先立ち傍聴の方に申し上げます。  
傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。  
ただいまから、教育委員会5月定例会を開会いたします。  
会議時間は正午までとします。  
前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。  
今会の署名委員は、2番、青蔭委員、1番、長谷川委員にお願いをいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

山根教育長 前会の定例会から今日までの間で特に大きな動きとしましては、新型コロナウイルスへの対応がございました。神戸、大阪等の高校生から始まり、今朝で96人の感染者ということで、かなり急速な勢いで感染が広がっています。それに伴いまして、本市ではどう対応するか、特に小・中学生にどう対応するかというのが問題になっております。

今までは「健康観察」と「うがい、手洗い、マスク」ということでできておりますが、この段階になると、それらに加え、それ以上の対応も必要になるということで、特に休校につきましては、1つ目のケースとして、まず国や県から要請があった場合は休校にするとしております。

2つ目のケースは、要請とは別途、市内で発生した場合どうするか、この場合も一斉休校にします。

それから、要請はないが市外で発生したという場合、これは最終的には状況をみて判断することになりますが、恐らく国や県からの要請もあるでしょうし、また発症がどこの地域なのか、交流の度合いはどうか、そのようなことから判断することになります。

いずれにしましても大和市は交通の便が非常にいいところがございますので、大人の交流が盛んに行われていることを前提に考えますと、油断はできないということで、休校を原則として考えながら状況判断をしていくというのが3番目のケースでございます。現在のところそのような状況でございます。

今後の対応ではいろいろな面で教育委員のお知恵をお借りするという  
ことも出てくるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、4月23日以降の件につきましてご報告いたします。

1つ目は、退職公務員連盟大和綾瀬支部総会、これは4月24日に開  
催されました。この会は創立61周年目を迎えております。構成員は国  
家公務員、地方公務員等の退職者で、支部長は元小・中学校の校長でも  
ありました笹森先生が会長でございます。42支部ございまして、大和  
綾瀬支部は11番目に大きな支部ということです。

2つ目の、退職校長会の総会について、これは大和市立小・中学校の  
校長経験者の退職者の会でございます。教育委員会といたしましても、  
毎年夏休み子ども学びや事業に非常に協力をいただいているところでご  
ざいます。会長は本委員会の委員長であります田村先生でございます。

3番目に、小学校教育研究会総会、これは小学校の教員633人が対  
象の教育研究会です。主に教育指導に関するテーマを中心に、年間6回  
の部会を設け、さらに作品展の開催や、機関紙の発行、教育講演会や役  
員会の開催など、そのような活動を、年間を通してして行っております。

4番目、特別支援相談員の辞令交付式。特別支援相談員は指導室で特  
別支援教育の相談をしていただいておりますが、5月1日付で前桜丘小  
学校長の貞廣先生にお願いいたしました。

続いて、青少年相談員の辞令交付式について、青少年相談室の相談員  
で、前林間小学校長の横内先生にお願いいたしました。

それから、6番目の市民祭りにつきましては、5月9日、10日の開  
催で21万人の市民の方々にご参加いただきました。非常に暑い真夏日  
でありましたが、教育研究所・指導室がステージ担当ということで頑張  
っております。

次に、関東都市教育長協議会、これは松本市で行われましたが、総会  
では、定例の事業報告や役員の人選などがありました。その後、信州大  
学工学部教授の遠藤守信先生から、「創造力教育で開く日本の未来」と  
いうお話がございました。この方は、カーボンナノチューブの世界の第

一人者でございまして、小大国である日本が小老国に、老は老人の老です、になってはいけないと。そのためには基礎教育や創造教育をしっかりとやっていかなければいけないというようなお話を、いろいろ具体例を交えてお話しいただきました。

その後、教育行財政の分科会に出席し、小・中一貫教育についての提案がございましたが、小都市の提案で、人口偏在化に伴う適正化規模の学校をつくるための統廃合に伴い、小・中一貫教育をしよう、という内容でした。また、点検評価について、事務局としては、通常事務以外に評価のための作業に忙殺されるということや、教職員定数の改善についての要望の話がございました。

最後に、バドミントン協会の創立50周年式典と祝賀会に出席いたしました。市内には22チームございますが、小・中学生の育成にも力を入れていただいているということで、渋谷中学校の昆野教諭が功労表彰を受けました。その表彰理由としては、中学校でバドミントンを指導しておりますが、その生徒が成人した後大和に戻ってきてバドミントンをやっている人が多いと、そういうことでの功労表彰ということでございました。部活を指導している教員にも励みになるので、ありがたい話だと思いました。

大和市議会の第1回臨時会が5月7日に行われ、議長に松川清議員、副議長に菊地弘議員が選出されました。定例会は6月1日から始まります。文教市民経済常任委員会が6月4日を予定しています。

また、今後の日程等を記載しましたが、小・中学校の運動会や学校訪問等ございます。また、教育委員には何回も出席いただくということになりますけれども、よろしく願いいいたします。

田 村 教育長の報告が終わりました。

委員長 質疑等ありましたら、願いいいたします。

長谷川委員。

長谷川 冒頭に、新型インフルエンザ対策についてご報告がありましたが、大  
委 員 梓としてそのような対策を受け、休校になった際、数日間にわたると思うので、学校では家庭学習としてどういう課題を子どもにだすのか、ま

たそれは事前に用意するよう、教育委員会から各学校へ指示を出すのか、中学校の部活動についても、夏の大会前ですが、活動についてどのような制限を加えるか、また家庭での過ごし方についての指針のようなものについて準備も進めていると思いますが、このようなことについて、具体的な方向性がありましたら、お聞かせいただきたいです。

田 村 教育長。  
委員長

山 根 部活動の制限等につきましては、夏休みに入る前の段階で、状況を見て判断しなければと思います。中学校の場合は、中体連との関係もござ  
教育長 いますので、その調整もしなければなりません。

休校中の自習体制、また家庭での過ごし方等については指導室で対応  
しています。

田 村 西山指導室長。  
委員長

西 山 家庭学習、それから家庭での過ごし方については、先日、保護者あて  
指導室長 にまず第一報という形でお知らせを出したところですが、連休前でしたが、連休の間は臨時休業みたいな感じでもありますので、そういう心構えを、そして小さいお子さんについては、共働きのご家庭ではお子さんの安全、生活の様子を見るということが必要ですので、そのあたりのことをご確認いただくという内容です。

それから、学習面につきましては、1週間程度の内容が必要になりますので、プリント類やドリルなどを各学校で想定しておいてくださいと指示しております。

その他として、教育委員会として教育研究所と共同で、ホームページ上に自習用教育コンテンツを設けています。「プリモン」といい、問題集をプリントアウトすることができます。さらに、アクセスしてそのまま学習をするというシステムもあります。これについては現在印刷所にチラシを発注しておりますが、保護者あての文書を通じてその取扱いについて説明をしていこうとしています。

田 村 委員長 今後の課題として、一般的な、季節性インフルエンザの場合は学級閉鎖で、せいぜい学年閉鎖です。3日間、土日を挟むと5日あるわけですが、今回の場合は休校の期間というのは大体1週間くらいですか。

山 根 教育長 とりあえず1週間とし、状況により延長します。

田 村 委員長 私が心配しているのは、健康第一ではありますが、ただでさえ授業時間が少ないのに、その上1週間休校となると学校現場ではさらに困りますので、これはどう解決していくかという思いがございしますが、今はそういう段階ではないと思いますけれども、授業時間も課題の一つと考えています。

ほかに何かございしますか。

山田委員。

山 田 委 員 今のお話に関連して、近くの小学校で、いざという時のために子どもたちにマスクの準備をしていると伺いました。そういうマスクの準備や、給食前に例えば消毒液を使えるようにするなど、そういう何かしらの対策を近々にこれは考えていかななくてはいけないことなのかなと思いましたが、その辺はいかがでしょうか。

田 村 委員長 保健給食課長。

浜 田 保健給食課長 山田委員がおっしゃったように、まず現状把握ということで、学校にインフルエンザの予防対策としての調査をしたところであります。その結果、消毒液、体温計、それからマスクの状況等を把握しました。その中で、消毒液等はいざという時には対応できるものと認識しております。体温計についても、これを1校あたり幾つ必要かという整理・調整をしているところでありますが、概ねそろっています。

また、マスク等の準備につきましては、まとまったお金が必要ということもございまして、条件づけをどうするか、これについても緊急の内容ということで、確認をした上で対応をしていきたいと考えているところです。



山 田           ありがとうございます。

委 員

田 村           今朝のニュースでは、大阪の市民は買うマスクがもうほとんどないという話もございましたので、マスクの準備も緊急の課題かと考えます。

委員長

ほかにございますか。

ないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了します。

## 議 事

田 村           それでは、議事に入ります。

委員長       日程第1 議案第45号「平成21年度大和市教育費補正予算案について」を議題といたします。

細部説明を求めます。北島文化振興課長。

北 島           本議案はこの6月の市議会定例会に補正予算として提出しますので、文化振興教育委員会のご審議をお願いするものです。

文化振興

課 長           資料をご覧ください。文化財資料デジタル情報化事業ということで、910万2,000円の補正でございます。備考欄にありますが、内容は文化財の記録フィルムや資料がございますが、それらをデジタル化するものです。

もう一枚の資料に詳細を書いておりますが、補正理由の欄に「『緊急雇用創出事業』を活用し」とありますが、この緊急雇用創出事業というのは、国では景気対策としてこの3月の国会で補正予算の関連法案が成立しており、広く報道されております定額給付金、高速道路料金の値下げ、それらと併せて経済対策、雇用対策ということで、この『緊急雇用創出事業』が採択をされております。

この補助金は、国から交付金として県へお金が来まして、そのお金を県で基金に積みたて、それを財源として市へ補助するという仕組みになっております。

事業の内容ですが、緊急雇用対策ということで新たに人を雇って行う事業が補助対象となり、緊急雇用創出事業としての大和市で3年間の割

り当て額は9,500万円となっております。

文化振興課文化財担当としては、現在文化財保管倉庫に今まで取りためてきたかなりの量の記録のフィルムがございます。これらは、主には遺跡の発掘調査の記録です。これが普通のネガフィルム、それからポジフィルムとって、昔の銀塩のフィルムのもの、そういうものがかなりの数が残っております。このうち今回約2万点をデジタル化するものです。実は全部で4万点弱ぐらい保管をしております、そのうち平成16年に約1万点ほどデジタル化しております。今回、約2万点をデジタル化するというので、今回の作業で全体の8割ぐらい終わるということになります。

それから、もう一つは文化財の文献資料です。こちらも全部で3万5,000点の埋蔵文化財の報告書がありますが、今回1万点をデジタル化することで、約3割がデジタル化できることとなります。

それぞれのデジタル化には準備もございますので、金額的には余裕はあっても、一度に全てデジタル化するというのは、作業的にも厳しいため、申しあげました通り2万点、1万点という点数に抑えています。

歳出科目としては委託料になります。専門の業者と委託契約を交わし、業者が新しい人を雇ってこの仕事に充てるという仕組みになっております。委託料の、国から来ている規定で7割以上を人件費に充てることになっておりますので、人件費7割、原材料費3割ほどとなります。

田 村 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

文化財資料は大切なものですので、このように保存しておくことが必要と思います。

それでは、ほかにはないので、質疑・討論を終了いたします。

これより、議案第45号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということですので、議案第45号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第2 議案第46号「物品供給契約の締結について」を

議題といたします。

細部説明を求めます。

浜田保健給食課長。

浜田保健給食課長 それでは、物品供給契約の締結につきましてご説明申し上げます。こちらは今年度から導入します学校給食用の食器の購入ということでございますが、購入にあたり6月の議会にかけるという議案であり、地方教育行政組織及び運営に関する規則の29条では、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を要する議案につきましては、教育委員会において意見を聴取するという定めがございますので、それによるものでございます。

次のページをお開きください。予定価格が2,000万円以上の物品の買入れの場合、議会の議決が必要となっております。

今回導入する食器、現行で使われておりますアルマイト食器からPN樹脂という合成樹脂食器でございますが、その購入に関する契約の方法をここに記してございます。なお、契約の方法及び相手方ということで、市内の鶴間金物店、仮契約額は2,347万3,170円で、納入場所につきましては、林間小ほか4カ所とありますが、具体的には林間小、西鶴間小、桜丘小、それと南部調理場、中部調理場という4カ所という内容でございます。

田村委員長 細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

長谷川委員。

長谷川委員 契約の方法に条件付一般競争入札とありますが、条件についてご説明がいただけるものでしたらお願いします。

また、今回は林間小学校ほか4カ所ということで、段階的に全市導入を目指すものだと思いますが、今後納入する契約業者については今回の相手方と違う業者にもなり得るのか、価格設定等で次回以降もこの業者となるようになっているのか、その点についてはご説明をお願いします。

田村委員長 浜田保健給食課長。

委員長

浜田 保健給食課長 まず、この条件付一般競争入札ですが、今回の場合は電子入札ということでインターネットを介しての入札方法でございますが、契約の概要、内容的なものをまず公告することにより広く入札参加者を募り、競争性・公平性・透明性等を確保し行っております。ここで入札参加等の条件付の内容でございますが、今回は、まず大和市に登録されている者のうち営業種目として業務用の厨房機器、詳細では給食用の食器を扱える者というのが一つの条件です。2つ目としましては、神奈川県内に本店登録または大和市内に支店を有する者ということで、実質県内という条件を定めております。3つ目の条件ですが、過去3カ年の間に官公庁等への物品の供給の実績等のある者としています。また仕様書にございますが、納入期限を8月7日と定めておりますが、そこまでに納入することが可能なこと、このような条件で入札を行っております。

続いて、次回以降の契約について、この食器導入計画につきましては、とりあえず今年度は単独校が3校と調理場のうち中学校が6校で、平成21、22、23年の3カ年で全ての小・中学校の食器を買いかえていきたいと考えております。来年度以降については同じような形で入札をしていくこととなります。以上となります。

田村 委員長 電子入札して先ほどの資格条件に合った業者というのは、鶴間金物以外に何社くらいありましたでしょうか。

浜田保健給食課長。

浜田 保健給食課長 今回は鶴間金物店に決まりましたが、入札に参加していただいた業者は県内で9社ございました。

課長

田村 委員長 9社ということは、価格が一番安かったということですか。

委員長

浜田 保健給食課長 はい、価格が一番安かったことによるものです。

保健給食

課長

田村 委員長 ほかに何かご質問ございますでしょうか。

委員長

長谷川委員。

長谷川 今回初導入ということで、後期から新しい食器を使用にすることになるとは思います。来年度以降の学校についても市内統一で全く同じ食器の方がいいのではないかと思います。これについては、どの業者でもとり扱える品物を選べばいいと思いますが、この点についてはいかがでしょうか。

田 村 今回購入する食器と将来的に購入しようとする食器が同一のほうが望ましいという観点からの話ですが。

浜 田 今回よりPENという合成樹脂の食器を購入します。食器の選択については、栄養士等々とも相談し、また、学校で今試行という形で使用もしており、内容的にはこちらの食器でほぼ3カ年いくものかなと考えております。ただし、使用していく中でよほどの問題が生じた場合は、見直しを考慮する必要があると考えております。

なお、今回9社が参加していただいておりますが、全てこの食器を取り扱うことができる代理店となっております。

田 村 鶴間金物店は、学校現場ではいろいろとお世話になっていますが、食器とイメージが結びつかないような気持ちもありますが、その点は問題ないということでしょうか。

浜田保健給食課長。

浜 田 鶴間金物店につきましては、現在のアルマイト食器の入れかえのときも入札に参加いただいております。その食器自体のモノは変わりますが、従前より食器もとり扱っているということでご理解いただければと思います。

田 村 ほかにございませんか。

委員長 ほかにないようでしたら、質疑、討論を終結いたします。

これより、議案第46号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということですので、議案第46号は可決いたしました。

委員長 続いて、日程第3 議案第47号「大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨学生の決定について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

大澤学校教育課長。

大澤 それでは、議案第47号「大和市奨学生選考審査会からの答申及び奨  
学校教育 学生の決定について」説明させていただきます。

課長 お手元の資料の2枚目をご覧ください。

平成21年度大和市奨学生選考審査会は5月7日に行われました。経済状況、学業成績あるいは人物等、総合的に判断をして25名の奨学生と5名の補欠奨学生の答申を得ております。奨学生の一覧につきましては、3枚目に載せてありますのでご覧ください。

ご審議をお願いいたします。

田村 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

長谷川委員。

長谷川 以前、奨学生の審査会への諮問を審議した際、審査方法についてご確認  
委員 させていただいた折に、今年度より生徒と保護者から抱負のようなものを文書として提出してもらおうという、今までにない一つの形をとっていただいたということで、以前からなるべく実質的に必要とする、志のある生徒さんへ奨学金をとという思いがあったので、その思いが少し形になったということで非常にありがたく思っておりましたが、この点について何かこの場でお聞かせいただける内容がございましたら、お願いいたします。

田村 大澤学校教育課長。

委員長

大澤 長谷川委員がおっしゃったように、今年度は「高校生活の抱負」とい  
学校教育 うことで資料を用意いたしました。

課長 実際に審査会の中では、総合的に判断することになりますが、経済状況や学業、校長からの推薦書、いろいろと見てもある程度拮抗しているような場合に、「高校生活の抱負」等の内容を実際に読んでいただき、それらも含めて総合的に判断していただきました。

参加した審査会の委員の方からもこういった情報があるととてもあり

がたいということでしたので、お伝え申し上げます。

田 村 委員長 一歩前進した感じで、評価できるかと思います。候補60人に対して25人ですから、半分以上落ちることになるわけですがけれども、学校別に見ますと6人のうち1人の学校もあれば、9人のうち6人入っている学校もある、それはあくまでも選考基準に従っているの、やむを得ないと思っています。

参考までにお聞きします。8割以上の方が母子家庭ですが、父子家庭はいないのかというのが1点目です。それから補欠者の繰り上げ実績はあるのでしょうか。

大 澤 課 長 まず、補欠者の繰り上がりに関してですが、昨年度は1件もありませんでした。19年度は3名の繰り上がりがありました。

田 村 委員長 次に、一人親家庭につきましては母子家庭がほとんどで父子家庭はありませんが、1家庭が祖父母家庭であります。

田 村 委員長 ほかにございますか。

審査基準に従って慎重に選んでいただいたということで、人数は全部というわけにはいきませんので、仕方なしというところでしょうか。

それでは、ほかにないようでしたら、これより議案第47号について採決を行います。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 委員長 異議なしということですので、議案第47号は可決いたしました。

続いて、日程第4 議案第48号「大和市学校給食共同調理場運営協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

浜田保健給食課長。

浜 田 課 長 それでは、議案第48号、「大和市学校給食共同調理場運営協議会の保健給食委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

こちらにつきましては、大和市学校給食共同調理場の設置に関する条例の中で、業務運営に関して運営協議会を置くものと定めております。また、その条例施行規則の中では、運営協議会の委員につきましては、

教育委員会が委嘱するということから、委員の委嘱を議題とするものでございます。

この運営委員会の構成委員につきましては、その共同調理場が管轄する受入校の学校の校長先生の代表が4名、それとそれぞれの受入校のPTAの代表が4名、学識経験を有する者若干名という構成メンバーになっており、現在12名で構成しているものでございます。

また、任期でございますが、20年6月から22年5月と、本来任期は2年と定めておりますが、本年度はその任期中ということになりますが、校長先生の退職、それとPTA役員の改選、それと県保健福祉事務所の人事異動等により、委員の一部を入れ替えるものでございます。

2枚目をお開きいただきたいと思います。

こちらが今、運営協議会の委員の名簿ということになるわけですが、先ほど申しました12名のうち6名の委員の方が今回入れ替わるというものです。この表は、新任者、前任者という2段に書いてありますが、上部の新任者6名を今回委嘱するというものでございます。

田村  
委員長

細部説明は終わりました。

質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

長谷川委員。

長谷川  
委員

確認ですが、運営協議会委員の元々の任期は何年ですか。

田村  
委員長

浜田保健給食課長。

浜田  
保健給食  
課長

任期は平成20年6月1日から22年5月31日ということで、2年です。

田村  
委員長

長谷川委員。

長谷川  
委員

今回は、それぞれの選出団体からの役員の交代ということで、一部改正と言いながら、実際は名簿を拝見すると全員改正ということになっているという解釈でよろしいでしょうか。



浜田 保健給食課長  
この表は、今回の入れ替えのある前任者と新任者の6名を記載しております。この他に12名のうち6名の方がおり、その方々は20年から2年の任期でございます。

田村 委員長  
ここには継続者の名簿はないということによいでしょうか。

浜田 保健給食課長  
そうです。

長谷川 委員長  
わかりました。

田村 委員長  
次に別の観点から、今回の新任者の中に2名の方、同じ中学校から校長先生とPTA会長さんが委員として候補に挙がっておりますが、今まであったことなののでしょうか、また同じ学校から校長先生とPTA会長が選出された場合、審議いただく内容について支障はないのかどうかということで確認をさせていただきます。

田村 委員長  
浜田保健給食課長。

浜田 保健給食課長  
この委員につきましては、受入校の校長先生が4名、それと受入校の小・中のPTAが4名となっておりますが、それぞれ選出をお願いする組織が別になっており、それらの組織間での調整は一切されていない状況にあるため、こういう形になりました。

協議会の運営上としましては、それぞれの委員が給食というものを介し、それぞれの組織の代表として意見を言っていたり、議論を言っていたりしていると考えておりますので、運営には支障がないかと事務局では考えております。

また過去にあったかというご指摘でございますが、前回の任期は平成18年から20年でしたが、同じように、同一の小学校から校長先生とPTAの代表が選出されたケースがございました。その前の年も重複して選出されておりました。

田 村 特に支障は感じないということですが、私は好ましくないのではない  
委員長 かと思います。

山田委員。

山 田 やむを得ないこともあるかとは思いますが、委員が12名中、その任  
委 員 期が2年と決まっているのに、半数も1年間で交代しなければいけない  
というの、2年の任期の意味が余りなさないのではないかなと感じま  
すが、いかがなものでしょうか。どうしても毎年状況が変わるのであれ  
ば、任期を最初から2年ではなく毎年見直すようにする、もしくは2年  
ということであれば2年間できるようにすると。

田 村 私も2年間うけるべきだと思います。  
委員長

山 田 余りにも改選する方が多いという気がします。1人、2人の方が続け  
委 員 られないということはあると思いますが、半数というのはい多いです。

田 村 例えば、選出をお願いする際、選出母体が選ぶわけですが、私どもも  
委員長 校長会に対しては、必ず2年間できる方を選出して欲しいと伝えており  
ますが、未だになかなかそれができない。

今、山田委員がおっしゃったようなことは、それで大切だと思うので、できれば依頼するときに、2年間できるだけ継続してお引き受けできる方という依頼の仕方をするべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

浜 田 この組織は、小・中の校長、それとPTA、あと大和綾瀬薬剤師の  
保健給食 方、それと学校医の方という形の学識経験者、これらの方々に構成され  
課 長 ています。確かに言われましたように過去の例からも校長先生とPTA  
の代表の改選が非常に多いところがございます。

校長会に対しては委員長が言われたような要望を、前々からお話をしていることではあります。もう一度確認をさせていただきながら対応させていただく必要性もあるのかなと考えております。

また、この点についてはより良い方法を研究させていただきます。

田 村 ほかにございますか。

委員長 ほかにないようですので、質疑・討論を終結いたします。

これより、議案第48号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村委員長 異議なしということですので、事案第48号は可決いたしました。  
続いて、日程第5 議案第49号「大和市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。  
細部説明を求めます。  
石田生涯学習センター館長。

石田生涯学習センター館長 では、議案第49号「大和市社会教育委員の委嘱について」をご説明いたします。

大和市社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項において、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱するということになっております。

ほかに、定数や任期につきましては、社会教育委員に関する条例、会議につきましては、会議規則等がございます。

この議案としては、第25期の社会教育委員の任期満了に伴い、平成21年6月1日から平成23年5月31日までの2年間について、新たに26期の委員を委嘱するものです。

次のページの資料をごらんください。「第26期大和市社会教育委員候補者名簿」というのがございます。こちらの名簿は、11名の方が候補者になっております。数字のほうに丸印のついております3名が新任の方でございます。

新任の方のみご紹介させていただきます。富田喜昭さん、社会教育法に基づく学識経験のある者。中川知子さん、同じく学識経験のある者。三好潤子さん、社会教育の関係者。以上の3名になります。丸印のついていない他の8名の方につきましては、25期同様、引き続きお願いしたいと考えている方々です。

次のページをごらんいただきたいと思います。次のページが、前任者の方の委員さんの名簿になっております。こちらの委員名簿が10名と

26期より1名少ない人数になっておりますのは、昨年12月に都合により1人が辞められたことによるもので、在任期間が少なかったため、10名のままご活動いただきました。

田村委員長 細部説明が終わりました。  
質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。  
長谷川委員。

長谷川委員 今回の26期の社会教育委員の方を審議させていただくに当たって、1期戻りまして、第25期のことを少し参考までに質問させていただければと思います。

25期の会議開催回数、それから主にどのようなことをその場でご審議いただいたかということ、あとは構成として議長、副議長、どなたがお務めいただいたかについて、お伺いします。

田村委員長 石田生涯学習センター館長。

石田生涯学習センター館長 25期の2年間の活動でございますが、定例会が9回行われました。  
あと、神奈川県社会教育委員連絡協議会がございまして、そちらは理事会が4回、総会が2回、研修会が8回、その他、高相管内の社会教育委員の連絡会議等がございまして、そちらが2回、人権教育の講演会に1回参加していただき、あとは神奈川県の公民館の大会がございまして、そちらにも1回ほど出席をいただきました。

事業活動としてはそういうことございまして、2年間の定例会の内容につきましては、生涯学習部の主要な事業や、社会教育関係団体への補助金・活動内容について、児童館の指定管理者の管理運営方法についての協議、また20年度に、生涯学習の振興補助金の報告、放課後の子ども教室の実施状況についての報告などがございました。さらに、組織改正についての報告や、文化芸術振興条例の制定について意見をうかがいました。

25期の議長は、横浜国立大学教授の高橋勝さんに務めていただきました。副議長は、伏見暢子さんにお願いをいたしました。

田 村 委員長 お聞きしますと、結構回数もあり、研修会が8回もあるなんて、我々からするとうらやましいことのようにですが、会合を入れると結構な回数になりますね。

石 田 生涯学習  
センター  
館 長

はい。

田 村 委員長 聞くとところによると、欠席者が多いという話があり、なかなかお忙しくて、顔がなかなかそろわないという話を聞いたことはあるんですが、その辺はどうでしたか。

石 田 生涯学習  
センター  
館 長

出席率でございますが、全体の約8割でございます。

田 村 委員長

ほかにございませんか。

ほかにないようでしたら、質疑・討論を終了いたします。

これより、議案第49号について採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 委員長

異議なしということですので、議案第49号は可決いたしました。

続いて、日程第6 議案第50号「大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

林スポーツ課長。

林 スポーツ  
課 長

それでは、ご説明申し上げます。議案第50号「大和市スポーツ振興審議会委員の委嘱」につきましてご説明申し上げます。

教育委員会では、スポーツ振興法の第18条第2項の規定に基づきまして、10人のスポーツ振興委員を委嘱しております。この度、この10人の委員の任期が平成21年5月31日をもちまして満了となりますことから、新委員の委嘱を行うものでございます。

それでは、お手元の資料の2ページ目の名簿をご覧ください。この10人の委員のうち、菅原信昭委員が大和市立小学校校長会から推薦いただいた新任委員ということになります。残りの9人の委員につきましては、前回から引き続きお願いをする方々になります。

1ページお戻りください。スポーツ振興法の第18条第4項の規定に基づく選任にあたっての市長への協議につきましては、平成21年5月1日付で市長からの同意を得ております。

なお、委員の任期につきましては、平成21年6月1日から平成23年5月31日までの2年間となっております。

田村 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

山田委員。

山田 任期に関しまして、今任期は2年間だとおっしゃりましたが、今回、新任の方はお1人だけということですが、その他の方は何期ぐらいお務めになられているのでしょうか。同じ方で長期にわたり審議なさっていらっしゃるのかという印象がありましたのでお尋ねします。

田村 林スポーツ課長。

委員長

林 スポーツ 任期は原則2年ということでご説明いたしました。この表の中で特に1番から6番まで、この方々につきましては学識経験のある方という位置づけでお願いをしております。長い方ということだと廣瀬さん、それから姉崎さんが、体育協会の会長やスポーツ少年団の本部長等を歴任されておりますので、数年のキャリアになっております。7番以降の方につきましては行政関係の職員ということですので、おおむね2年から3年程度で変更しております。

山田 委員 私は長期にわたり同じ方で審議なさるのではなく、途中少しずつでも委員を入れ替えて審議をした方がいいのではないかと思い、質問させていただきました。

田村 委員 このような意見もあったということを受けとめておいてください。

委員 ほかにごいませんか。

ほかはないようでしたら、質疑を終結いたします。  
これより、議案第50号について採決いたします。  
本件の議案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村委員長 異議なしということですので、議案第50号は可決いたしました。  
続いて、日程第7 議案第51号「大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

西山指導室長。

西山指導室長 それでは「大和市教科用図書採択検討委員の委嘱について」、ご審議  
お願いいたします。

大和市教科用図書採択検討委員会設置要綱第2条に基づきまして、1  
枚資料をめぐっていただきたいと思えます。

大和市教科用図書採択検討委員会設置要綱第2条に基づきまして、  
1、教育委員会の代表者、2、校長の代表者、3、教育研究会の代表  
者、4、教員の代表者、5、保護者の代表者、6、教育委員会が必要と  
認める者という方々をお願いいたしました。

任期は、委嘱した日より平成22年3月31日となります。

なお、検討委員会では静謐な環境での討議かつ公正な採択の確保をお  
願いするため、平成22年度使用大和市教科用図書採択検討委員会委員  
名簿につきましては、採択終了時まで非公開とさせていただくことをあ  
わせてご了承をお願いします。

田村委員長 細部説明が終わりました。  
質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。  
ないようですので、質疑を終結いたします。  
これより、議案第51号について採決いたします。  
本件の原案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村委員長 異議なしということですので、議案第51号は可決いたしました。  
続いて、日程第8 議案第52号「大和市教科用図書採択検討委員会

採択方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

西山指導室長。

西山 指導室長 「大和市教科用図書採択検討委員会採択方針について」ご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきます。平成22年度以降、2カ年使用する中学校教科用図書に係る大和市教科用図書採択検討委員会の方針でございますが、今年度は義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の施行令第14条をもちまして、中学校使用教科書につきましては採択替えの年に当たります。

平成21年4月15日文部科学省初等中等教育局長からの通知によりますと、教育委員会の採択権者の判断と責任において綿密な調査研究にかんがみ適切に採択をしますとあります。教育委員会で採択するに当たり、大和市教科用図書採択方針のもと採択検討委員会を設け、さまざまな角度で教科用図書を調査検討していただきたいと考えます。

ここでは、採択検討委員会の方針を提案いたします。今年度は、歴史分野で新しく検定を通過した教科書があります。それ以外の教科書は検定を受けない中での採択になります。よって、歴史教科書においては、今年度新たに採択検討委員会が設置する調査研究員の資料をもとに十分な検討を行っていただき、採択に必要な資料をまとめ、本教育委員会に報告をしていただきます。

その他の教科書におきましては、平成17年度の大和市教科用図書採択検討委員会が報告した資料を参考に検討を行い、必要な資料をまとめて大和市教育委員会に報告していただくものです。よろしくご検討をお願いいたします。

田村 委員長 細部説明が終わりました。

質疑、ご意見等ございましたら、お願いをいたします。

長谷川委員。

長谷川 委員 方針（案）として文をご提示いただいておりますけれども、文章的に少々わかりづらいところがあるので、その辺は整理していただくとする



しいかと、私は思いました。

内容については、この方針（案）の文章で私は異存ありませんが、3行目で「調査研究員の報告を資料とし」、そして5行目でも17年度の「採択検討委員会が報告した資料等を参考にして」ということで、その2つの資料を参考にして、そして今回採択に必要な資料をまとめて報告するという、資料と資料を参考にして資料を作るという表現はいかがなものかと思えます。そこは、例えば下から2段目、「教科用図書を選択に必要な報告書をまとめ」とする、もしくはその前段の2つの“資料”という言葉、“報告を参考とし”という言葉に変えるなど、内容に異論はありませんが、言葉を整理した方が混乱しないのではと思います、意見として述べさせていただきました。

田村 確認しますが、新しく検定に通過した歴史教科書においては、「調査  
委員長 研究員の報告を資料とし」とありますから、調査研究員がこの新しい教科書については検討するという事によろしいでしょうか。

西山 はい。  
指導室長

田村 その検討した資料を資料1として、それを受けて、前回平成17年の  
委員長 採択時にあった検討資料を資料2として、それをまとめたものが資料3という整理でよろしいでしょうか。

西山 今年度行った調査研究員の資料とそれから前回の検討資料と、それを  
指導室長 まとめて、資料1、資料2という形で併せて報告いたします。

田村 教育委員会で採択する際の参考資料として、資料1と資料2をまとめ  
委員長 たものを教育委員に出すということですね。

先ほど法令等の解釈で、神奈川県採択方針を受けてとございましたので、この検討委員会方針というのは、本市だけでなく、他市も同じような方針ということになると思います。

ほかにございますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第59号について採決いたします。

本件の議案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということですので、議案第52号は可決いたしました。  
委員長 議案第53号に入る前に、ここで暫時休憩をとりたいと思います。

休憩 午前 11時05分

再開 午前 11時10分

田 村 それでは、再開いたします。  
委員長 改めて申し上げますが、傍聴人は、議事について可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう念のため申し上げておきます。

それでは、日程第9 議案第53号「教科書採択についての請願」を議題といたします。

請願ですので、直ちに質疑に入りたいと思います。

質疑、ご意見等ありましたら、お願い申し上げます。

長谷川委員。

長谷川 今回の請願をよく読ませていただきました。まず、請願事項の1点目  
委員 についてですが、教科書採択に当たっては、教育委員のそれぞれの権限と責任において採択していただきたいとありますけれども、これについては、前回の採択の際も同様ですし、本市の前回の選択を経験した私たちもまさにその点で教育委員会、教育委員が実際に教科書を見て、検討委員会の報告を受けた上で、私たちは権限と責任というものをしっかり自覚して採択しているという現状があると思います。ただ、今回初めて採択に臨まれる委員もおりますので。この場で改めて確認としてその根拠の法令をこの場で事務局のほうから説明いただいたうえで、その後に話を進めていただきたいと思います。

また、それとあわせて請願事項の2点目ですが、今年度の教科書採択に当たって、新教育基本法、それから新学習指導要領の趣旨に照らしてという記述がありますけれども、中学校の新学習指導要領は平成24年度からと認識しております。その点についての確認、詳しい説明をこの場でいただきたいと思います。

田 村 西山指導室長。  
委員長

西山 指導室長 まず請願事項の1点目についてご説明いたします。教科書採択に関する法令としましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」があり、その中で、“都道府県教育委員会の指導、助言、援助のもとで市の教育委員会が採択を行うこと”と示されております。また、平成21年4月15日付の文部科学省通知、「平成22年度使用教科書の採択について」においても、“教科書の採択に当たっては教育委員会の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき適切に行われる必要がある”とされております。

大和市教育委員会では、これまでもこの趣旨にのっとり、教育委員会、教育委員みずからも教科用図書の検討を行っていただくとともに、適正かつ公正な採択を行うための手法として、教育関係者だけでなく、保護者や見識者の代表者で構成された採択検討委員会からの報告も参考にした上で、教育委員会が教科用図書の採択をしております。

次に、請願事項の2点目についてご説明いたします。平成21年度の中学校用教科書の採択は、前述の無償措置法の施行令の規定によりまして、4年に1度行われる採択でございます。なお、平成20年3月に新学習指導要領が告示されておりますが、“中学校学習指導要領の全部を次のように改正し、平成24年4月1日から施行する”との記述もあり、今回の採択に当たっては現行の学習指導要領に基づいて採択することになります。

田村 委員長 ほかに何かご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。  
青蔭委員。

青蔭 委員 それでは、1点目の、教育委員の権限と責任においてという請願事項について、ただいまのご説明から、法の趣旨にも沿っているという考えでよろしいでしょうか。

西山 指導室長 はい、そのとおりでございます。

田村 委員長 ほかにございますか。  
山田委員。

山 田 委員 私も今回初めてということで、今回の請願も重く受けとめさせていただきました。勉強して公平に採択をさせていただきたいと思っております。

第1点目の請願事項の請願理由の最後のほうに、「教科書の調査研究に当たっては、日本の歴史や伝統・文化の継承に関連の深い国語や社会については、ぜひとも教育委員に目を通していただきたい教科であります」とありますが、もちろん国語や社会に関しても目を通していきいたいと思っておりますが、特定の教科だけに重点を置いて見ていくという、そういう表現はいかがなものかと思いました。

ただ、今回は歴史に限って新しい教科書が採択されているということになっておりますので、確認ですが、今回の採択に当たっては通常の教科書採択の状況と、取り組みが変わるということがあるのでしょうか。

田 村 委員長 西山指導室長。

西 山 指導室長 今年度の採択に向けた基本的な方針について補足いたします。

まず、先ほどご説明いたしました、文部科学省通知の「平成22年度使用教科書の採択について」に記述がありますが、小学校の教科書採択については、無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、原則としては平成20年度と同一の教科書を採択しなければならないということになっております。

一方で、中学校の教科書採択については、平成22年度から23年度使用の中学校用教科書目録に登載されている教科書の中から採択することになっております。そのため、中学校の教科書採択については、その目録の中から採択していくこととなりますが、今回の目録の期間が、平成22年度から平成23年度と限定されており、その理由としまして、平成24年度使用の教科書からは新学習指導要領に基づいたものになるためであり、それにより今年度の採択については現行の学習指導要領に基づいて採択するものとなります。

続きまして、そのような状況のもとでの採択に向けた取り組み手法についてですが、平成21年4月15日付文部科学省通知、「平成22年

度使用教科書の採択事務処理について」において、“新しく検定を通った教科書がない教科書に当たっては、採択権者がそれぞれの地域の生徒にとって最も適した教科書採択をする責任を果たしつつ、その手続の一部を簡略化することも可能”と示されております。これにより、事務局としては、前回採択をした際の資料や実際に学校現場で使っている中で意見などを資料として提示したいと考えております。

これに対して、新しく検定を通った教科書が出た教科については、これらの資料に加えて、新しい教科書の内容をほかの教科書と比較できる資料を提示させていただいた上で採択していただくこととなります。

田 村           ほかにございますか。

委員長        青蔭委員。

青 蔭            請願の理由にございましたが、日本の伝統や歴史・文化継承については、新教育基本法で最も大きく啓発されているように思います。教育の中で大変重要な位置を占めているものだと確信をしております。ですが、だからといって、その特定の教科だけに重点を置いて目を通していくかということになりますと、それについては私は疑問に感じるものでございます。これから日本を背負って立つ宝物だと言われている児童・生徒たちに、学習する上である教科書、あるいはある教科は別の教科よりも重要だというものではないと思いますが、いかがでしょうか。

田 村            青蔭委員がおっしゃったように、私たちは教科によって軽重をつけるつもりはございません。どの教科にも責任を持つわけですがけれども、ただご存じのように、現実問題として考えた場合、平成17年の教科書採択にかかわってきた者としては、特に社会科関係の歴史、公民については、他の教科に比べますと非常に世間的に関心度、注目度が高い教科であることは間違いございませんし、それにかかわる請願も多々出てきたということでした。

そういう意味では、私たちも関心を持たざるを得ないわけですが、国語や社会だけはぜひとも目を通してほしいという理由がありますが、ただ、私たちは理科や数学に比べると、国語や社会は目を通しやすいということも一理ございます。

そういったことで、注目度、関心度から考えて、これは意識して見ていきたいと思えますし、そうありたいと思っております。

私も長谷川委員も平成17年の教科書採択にかかわっておりますので、その辺は重々承知いたしております。そういうことで請願者の思いもよくわかります。

ほかにご意見、ご質問等がありますでしょうか。

請願1点目については、理由については幾つかの意見が出ておりますし、私自身もちょっと考え方が一方的かなと思うところもございますけれども、請願事項自体に対しては、事務局からの説明もありましたとおり法令でも規定されている内容でもあるので、これは問題ないのではと考えています。

請願事項の2点目についてもご意見、ご質問など何かございますか。

青蔭委員。

青 蔭 先ほどの事務局からのご説明では、今年度の採択に当たっては、現行  
委 員 の学習指導要領をもとに選択するというお話でしたが、請願事項にある  
ように、新しく定められました教育基本法や学習指導要領の趣旨に照ら  
して採択することはできるものなのでしょうか。

田 村 西山指導室長。

委員長

西 山 先ほども申し上げましたとおり、今年度の採択に当たっては、現行の  
指導室長 学習指導要領をもとに採択をしていただくこととなります。請願事項に  
あるように新学習指導要領の趣旨に照らしてということですが、新しく  
発行された教科書を除く全ての教科書が現行の学習指導要領に基づいた  
内容となっており、請願理由の中でも示されておりますが、新学習指導  
要領への移行措置として、一部の教科で選考を実施している内容につ  
いては補助教材などで補足している状況にあります。

また、新教育基本法や新学習指導要領の趣旨については、教育委員会からの資料提供や研修により、学校現場へ周知しているところであります。さらに申し上げますと、現行の学習指導要領の中にも、総則の中で、“豊かな心や道徳性の育成”などについての記述が、また社会科、

歴史的分野の目標の中でも、“ 伝統と文化、我が国の歴史に対する愛情 ” という記述があり、程度の差こそあれ、新教育基本法や新学習指導要領の趣旨を生かすことができるものと考えております。

田 村 ほかにございますか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 今の指導室長の説明を受けまして、今後、学習指導要領が24年度から変わるに当たっての移行措置として必要な情報、措置について、教科書本体にその情報があるにこしたことはないと思いますけれども、新教育基本法とそれから新学習指導要領、そちらの趣旨は、補助教材それから教育委員会から求められた範囲での必要な資料提供など、十分補われるということで理解してよろしいのでしょうか。

田 村 西山指導室長。

委員長

西 山 そのとおりでございます。今回の採択の作業に当たっては、あくまで指導室長 教科書本体で判断いただくこととなりますが、それだけでは新しい教育基本法などへの対応については読み取れない部分がございますが、申し上げましたとおり、先行実施などで必要な箇所については補助教材などで補っている状況があります。

田 村 山田委員。

委員長

山 田 先ほどからのご説明で、今年度採択をするに当たっての基本的な考え方は現行の学習指導要領をもとにというお話ですが、私の意見としては、新しい教育基本法や新しい学習指導要領がすでに公表されておりますし、それらがこれからの方向性でもあるかと思えます。それで、取り入れていけるものは取り入れていったほうがよいのではないかとというのが私の考えです。

先日、大和市の学校教育基本計画、「未来へのまなざし」では、これから3カ年にわたる基本計画というのを教育委員会でも話し合いましたが、その中でも“ 道徳教育の推進 ” や “ 国際化に対応する教育 ”、それから “ 伝統と文化を尊重し、それを継承・発展させるための教育を推進

します”というように、大和市の教育自体もその新しい方向性に従ってやっていきたいと思いますので、そういう意味からも、そういう点も考慮に入れていきたいと考えます。

田 村 委員長 私も、基本計画の作成の際、今山田委員がおっしゃったように、新しい教育基本計画は尊重していくべきと思っていましたし、新しい学習指導要領も当然見越して考えております。

ただ、特に歴史分野については、伝統文化とかそういうことだけではなく、過去にあった諸々の歴史的な出来事について、客観的な事実に基づいたことが記載されているか、特に戦争に係ることについては、今後の採択でも意見を言っていきたいと思いますが、加害者、被害者という観点では、“加害者でもあり、被害者でもあった”という事実もあるわけですから、そういうようなことを、客観的な事実に基づいて公平に書いてあるかどうかということも見ていきたいという思いがございます。せっかく新しい教育基本法ができたものですから、その趣旨に則って考えていくことは、私たちとしては当然のことかなというふうに私自身は考えております。

ほかにございますか。

長谷川委員。

長谷川 委員 山田委員それから委員長のご意見もありますが、私もこの請願について大体一定の見解を固めることができしております。

私的な話になりますけれども、教育委員をさせていただいている中では、教科書採択だけにとどまらず、提示される全ての問題について、この先どうなるだろうかということをお必ず視野に入れた上で、今の現状、それから自分が経験してきたことなども踏まえて、今までもある一定の発言、意見をさせてきていただいたつもりです。

今回の請願でも、本当に詳しく補助教材のことも既に記述をさせていただいているように、ある種共通する視野を私はこの請願の文書から感じる部分もあります。改訂が明らかになっている指導要領についても、この先こうなるということがわかっている趣旨については、教科書を見る上では考慮に入れるという気持ちは、今までの私の視野からすると当然



持ち合わせていることでもあります。

ただ、請願として採択、不採択という、そういう判断を迫られたときに、文書の中の請願事項の下に請願理由として今まで発言にもありましたが、このまま採択ということは難しいのではないかと思いますし、文部科学省からの通知でも「現行の指導要領に則って採択を」とあることに対しても整合性がとれない部分が出てくるのではないかと、これは一つの採択という手続に則ったときには、どのように扱っていいものか、非常に判断が難しいと思うというのが私の意見です。

田 村 委員長 現行学習指導要領に則って採択するということが示されております。そういうこともあり、新しい学習指導要領を視野に入れるとは言いながらも判断が難しいということですが、ほかに何かございますか。

教育長。

山 根 教育長 それでは、ここで動議を出させていただきます。

本請願につきましては、1点目の請願事項につきましては、法令等によっても規定されている内容であるために、採択することには疑問の余地がないところですが、一方で、2点目の請願事項については、請願の思いは理解できるところはあったとしても、それをそのまま採択するというのは少し難しいのかなとも思います。このように全面的に採択あるいは不採択と判断しがたい内容であるということから、審議については「留める」という動議を提出させていただきます。

田 村 委員長 ただいま、教育長から、本件について審議を留められたいという動議が提出されました。

この動議については、議題とすることによろしいですか。

(「はい」の声)

田 村 委員長 それでは、動議を議題として審議いたします。

本動議について、質疑・討論ありましたら、お願いいたします。

青蔭委員。

青 蔭 委 員 ただいま教育長がお話しをされたとおりだと私は思います。この趣旨は十分に理解することはできますが、全面的に採択をするということは不可能であると思いますので、今回留めという扱いにすることが最も妥

当なことかと存じますが、いかがでございましょうか。

田 村 趣旨はよくわかりますけど、特に2点目は、新しく定められた教育基本  
委員長 本法に基づいてと書いてありますので、採決は難しいと思っております。

田 村 ほかにございますか。

委員長 ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより、議案第53号の採決をいたします。

本件の審査を留めることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

田 村 賛成全員ですので、議案第53号は留めるということで処理をさせて  
委員長 いただきます。

#### その他

田 村 それでは続いて、その他に入りたいと思います。

委員長 各課で報告事項がございましたら、順次報告していただきます。

最初に、「平成21年度大和市立小・中学校の学校評議員委嘱状況について」を取り上げます。

西山指導室長。

西 山 平成21年度学校評議員委嘱状況につきまして、ご報告させていただきます。各小学校、中学校から、4月末までに評議員の推薦をいただきました。現在、学校ごとに学校長を通して委嘱状を評議員の方にお渡ししているところでございます。

本年度の学校評議員の人数は、小学校は110名、中学校44名で、前年度と比較しますと小学校で5名の増、中学校で1名減となっております。男女の割合は昨年同様、小・中学校ともほぼ2対1となっております。

選出母体につきましては、青少年団体、福祉団体などが小・中学校とも一番多く、続いてPTA関係者や自治会関係者となっております。青少年団体及び福祉団体の方には、例えば青少年相談員、民生委員、児

童委員、保護司、社会福祉協議会関係の方で、小学校で42名、中学校で19名となっております。

今年度新たに評議員となられた方の数ですが、小学校で17名、中学校で6名、合わせまして23名となっております。新しい方が全体に占める割合は、小学校で約15%、中学校で約14%となっております。なお、本年度は4名の方が小学校と中学校の評議員を兼任されております。以上が今年度の学校評議員の委嘱状況です。

続いて、昨年度の学校評議員の活動状況について、2点ほどご報告させていただきます。

1点目は、評議員会の開催回数ですが、全体会は各学校とも2回から3回という学校が多いということです。個人としては、学校行事の際に案内を出し、学校の教育活動を実際に見ていただいている学校が多く、地域の行事や学校行事などの機会に話し合う場を設け、あるいはご本人の都合のよいときなどに学校に来ていただき、ご意見をいただくようにしているということです。

2点目は、具体的な協議内容の要点を申し上げます。協議内容としては、学校教育目標に始まり学校経営方針、教育計画や学校の現況報告、そして課題など、様々な事柄について協議されております。特徴としましては、一昨年同様、小学校は登下校の安全対策、それから幼稚園・保育園・小学校の連携、子どもたちの安全・安心にかかわる協議が多いです。中学校では、教育課程、それから生徒指導上の課題などについての協議が多いということです。

また、小・中学校とも、保護者や生徒に学校の教育活動に関するアンケートを実施した結果を学校評価として提示し、それを資料とし、協議を行っている学校が徐々に増えてきております。学校評価の大切さが指摘されている現在、真摯な取り組みとして受けとめております。

田 村  
委員長

評議員の委嘱と、それから昨年度の活動について、特に質問等ございますか。

長谷川委員。

長谷川 確認と意見ですが、学校訪問等で伺ったときに、評議委員会というよ  
委 員 うな何か組織のような書かれ方をしている、学校評議員というのが立ち  
上がったのは、校長先生の諮問の“機関”ではなく、ブレーンというのは  
言い過ぎかもしれませんが、諮問できる“人”という認識で受けとめて  
おりました。

今、全体会の開催回数の報告がありましたが、教育委員会からそういう  
ような年間の活動報告を調査し取りまとめるとなると、学校側では全  
体会会を開催しなければならないというような解釈がされてしまうのでは  
ないかという疑問を持ちます。

全体会は、評議員が一堂に会して意見交換をするというのは、それは  
それで非常に良いことだとは思いますが、当初の趣旨は校長先生が自分  
のなかなか知り得ない分野のことや意見を聞いてみたい、ということに  
対して、そういった方に評議員になっていただいてじっくり話をお聞き  
する、そういう趣旨があったのが、全体会を開催するというほうに何か  
趣旨が逸れていかないか、非常に僭越ですけれども、この機会に確認と  
意見ということで出させていたいただきたいと思いますが、趣旨については  
当初と変更ないのでしょうか。

田 村 西山指導室長。

委員長

西 山 長谷川委員がおっしゃったようなことは、当初の趣旨としてありまし  
指導室長 たが、最近になりまして、学校評価が学校で大きな位置を占めるよう  
になってきております。学校評価はまず、先生たちの自己評価や、保護者  
それから児童・生徒へのアンケート、これらが内部評価となります。

一方で、学校関係者評価として地域の方々など外部の方にも評価をい  
ただくということがありますが、その評価をしていただくにあたり、こ  
の学校評議員制度を活用している学校がとても多くあります。文部科学  
省でも、外部評価の一つの事例として学校評議員の活用を提示してお  
り、このような状況から一堂に集まっていたら、その学校評価として  
いろいろ思うところ、感じられていることを言っていたら、学校の  
よりよい計画につなげていくという形でやっております。このような状

況がありますので、学校評議員の趣旨が若干変わってきているという部分もあると思います。

なお、このような評価の他にも第三者評価ということもありますが、なかなか実現できていない状況にあります。

田 村 各学校で多少取り組みに軽重があるとは聞いていますが、この評議員  
委員長 制度が活きるようにしていこうと思います。

今後ともよろしくお願いします。

評議員の件はよろしいでしょうか。

では続いて、「緑野青空こども広場『ツリーガーデン』に関する協働事業提案について」を、阿部こども・青少年課長からお願いします。

阿 部 「緑野青空こども広場『ツリーガーデン』に関する協働事業提案につ  
こども・ いて」報告します。

青少年 このツリーガーデンは、管理運営につきまして、平成18年12月か  
課 長 ら協働事業として緑野青空こども広場ツリーガーデン管理運営委員会に  
21年度までの協定を締結し、事業を展開しております。この21年度  
末で協定期間が終了いたしますことから、22年度以降も協働事業とし  
て3年間推進したく、事業提案するものでございます。

ツリーガーデン管理運営委員会は、地域の自治会関係者、青少年指導員、PTAなどの方々に構成されており、ボランティアで活動しております。ツリーガーデンは土・日・祝日に開設いたしまして、管理運営委員会の方々の見守りの中で子どもたちが遊んでおります。また、18歳以上の方のプレーリーダーを募集いたしまして、子どもたちと一緒に遊んでおります。

施設面では、地域の方々のアイデアでキャットウォーク これは丸太を木から木へ渡しまして丸太の上を歩く遊具でございます や、スロープ、滑り台でございますが、こういったものがこの3年間につくられて、遊具の増設を行っております。

今後のスケジュールは、協働事業の発表会が6月にございます。そして7月に意見交換会を行い、検討結果報告会が8月にございまして、協定の締結を行いまして、実施は22年4月から3カ年ということで予定

してございます。

田 村 特に質問ありますか。よろしいですか。

委員長 それでは、続いて「『浅間神社と義経の財宝』の発刊及び原画展の開催について」、北島文化振興課長、お願いします。

北 島 委員のお手元には、縦長の絵本をお配りさせていただいていますが、文化振興 大和の民話伝説シリーズということで、これが第3巻目になります。

課 長 今回は、下鶴間の浅間神社にまつわる話でございます。

この発刊に当たりましては、原画を大和の美術協会の方に書いていただきました。それに伴いまして、6月から7月にかけて市内3カ所、学習センター、つる舞の里歴史資料館、それから市役所のロビーで原画展を開催する予定です。

田 村 また立派なものができるようです。

委員長 ほかにございますか。

特にないようですので、6月定例会の日程をお知らせいたします。

6月定例会は6月25日木曜日、午前10時からを予定いたしております。

#### 閉 会

田 村 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

委員長 これにて、教育委員会5月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 午前 11時47分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成21年 月 日

署名委員

署名委員

書記